

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年12月3日(2024.12.3)

【公開番号】特開2024-136621(P2024-136621A)
 【公開日】令和6年10月4日(2024.10.4)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-186
 【出願番号】特願2023-47779(P2023-47779)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 1 A

A 6 3 F 5/04 6 0 3 C

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月25日(2024.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リールと、

バックランプハウスと、

光源実装基板と、を備え、

前記リールは、リールフレームと、前記リールフレームの外周面に貼付された帯状のリールテープと、を有し、

前記リールテープには、前記リールフレームの外周面の周方向において複数の図柄が描かれており、

30

前記バックランプハウスは、前記リールの内周面に対向する位置に配置されており、

前記光源実装基板は、前記リールテープに対して光を照射する複数の光源が、前記光源実装基板の所定の実装面に実装されており、

前記光源実装基板は、前記バックランプハウスの背面側に配置されており、

前記バックランプハウスは、

前記光源実装基板の前記所定の実装面に実装された所定の光源を露出させる所定の開口部と、前記所定の実装面の少なくとも一部を隠す所定の隠蔽部とが設けられた所定の光源露出面部と、

前記リールの内周面に向かって延出する所定のシェード部と、を少なくとも有し、

前記所定の光源露出面部の面積は、複数の図柄のうち最も大きい図柄の面積より小さく、

40

前記所定のシェード部は略白色である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る遊技機は、リールと、バックランプハウスと、光源実装基板と、を備え、
前記リールは、リールフレームと、前記リールフレームの外周面に貼付された帯状のリール

50

ルテープと、を有し、前記リールテープには、前記リールフレームの外周面の周方向において複数の図柄が描かれており、前記バックランプハウスは、前記リールの内周面に対向する位置に配置されており、前記光源実装基板は、前記リールテープに対して光を照射する複数の光源が、前記光源実装基板の所定の実装面に実装されており、前記光源実装基板は、前記バックランプハウスの背面側に配置されており、前記バックランプハウスは、前記光源実装基板の前記所定の実装面に実装された所定の光源を露出させる所定の開口部と、前記所定の実装面の少なくとも一部を隠す所定の隠蔽部とが設けられた所定の光源露出面部と、前記リールの内周面に向かって延出する所定のシェード部と、を少なくとも有し、前記所定の光源露出面部の面積は、複数の図柄のうち最も大きい図柄の面積より小さく、前記所定のシェード部は略白色であることを特徴とする。

10

20

30

40

50